

# 緊急告知!!

## 消火器等の「不適正取引」 にご注意ください!!

「消防署の依頼で来ました。」

「本社からの依頼で点検します。」

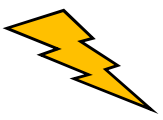
「いつも点検している者です。  
点検時期なので持って行きますよ。」

悪徳業者は言葉巧みに  
近づいてきます.....

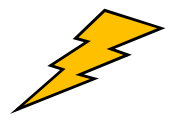


消火器の訪問点検・販売で  
不当に高額な費用を請求され  
るケースが多発しています!!

尼崎市消防局



**こんな手口にご注意ください!!**



1. 前日または当日に電話を入れ、契約業者であるかのように装う。  
例「保守点検サービスですが」「点検の時期が過ぎていきますので。」等  
大手消火器メーカーと紛らわしい社名を名乗る場合もあります。
2. 訪問した時も契約業者のように言葉巧みに装う。
3. あいまいに点検を承諾すると、素早く消火器を集め、車に積み込む。
4. 内容を説明せず、書面（実は契約書）に署名、押印を求めてくる。  
(事業所名も記入するよう求めてきます。事業所間の契約とすることで、クーリングオフ  
を使えなくするためです。)
5. 現金、小切手、現金振込みで支払いを求めてくる。
6. 支払いを拒否すると、消火器は現金を支払うまで返さないと言う。  
(値引き交渉をすれば契約を認めたことになります。)

## トラブル回避のポイント

1. 契約業者であるかどうか確認する。  
防火管理者や消防用設備点検の契約を担当している部署に確認する。
2. 契約業者がある場合、契約業者に連絡し、点検実施の有無を確認する。
3. 契約の前に見積書の請求をする。
4. 契約の担当者以外は、契約書にサインや押印はしない。
5. 消火器の点検や詰替えのため、業者が消火器を持ち帰る場合は、必ず代替えの消火器を設置させる。  
(必要数の消火器が設置されていない場合、消防法違反であり、その建物は火災予防上危険な状態となります。)

従業員等への周知徹底、特に受付担当の方、窓口担当の方への周知徹底がトラブル防止のカギとなります。  
消火器点検に関する電話、訪問があれば必ず、契約業者であるか確認しましょう。

### お問い合わせ先

尼崎市消防局予防課	06-6481-3964	尼崎市西消防署	06-6411-0119
尼崎市中消防署	06-6401-0119	(西消防署)武庫分署	06-6431-0119
(中消防署)三和分署	06-6412-0119	(西消防署)大庄出張所	06-6416-0119
尼崎市東消防署	06-6494-0119	尼崎市北消防署	06-6421-0119
(東消防署)常光寺出張所	06-6401-5119	(北消防署)園田分署	06-6492-0119
		(北消防署)塚口出張所	06-6422-0119

**尼崎市消防局**